平成３０・３１年度

みよし市

競争入札参加資格

審査申請要領

（建設工事）

平成３０・３１年度において、みよし市・みよし市土地開発公社・みよし市民病院が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望される方は、本要領によりあいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）を用いて申請してください。

〒４７０－０２９５
愛知県みよし市三好町小坂５０番地
みよし市役所　総務部　総務課
ＴＥＬ　（０５６１）３２－８００６（直通）
ＦＡＸ　（０５６１）３２－２１６５
Ｅメール　keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp
ホームページ　http://www.city.miyoshi-aichi.lg.jp

《はじめに》

みよし市が発注する建設工事の競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

なお、この申請に基づく入札参加資格者名簿は、みよし市土地開発公社及びみよし市民病院が発注する建設工事に関する競争入札においても利用します。

１　申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

⑴　あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）に参加自治体に共通する要件

①　入札参加資格審査を希望する業種は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

②　入札参加資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

ア　「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が、平成２８年７月１日から平成２９年６月３０日の間にあるもの。

ただし、平成２９年７月１日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

イ　「随時受付」に申請される方

入札参加資格申請日からさかのぼって１年７か月以内の日を審査基準日とするものであって、かつ、申請日の直前に受けたもの。

③　地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

> 地方自治法施行令　（抜粋）
>
> （一般競争入札の参加者の資格）
>
> 第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
>
> 一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
>
> 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
>
> 三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
>
> （指名競争入札の参加者の資格）
>
> 第１６７条の１１　第１６７条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

④　次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと。（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）

ア　国税

法人の方　法人税、消費税及び地方消費税

個人の方　申告所得税、消費税及び地方消費税

イ　愛知県税

法人の方　法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の方　個人事業税及び自動車税

(2)　みよし市が独自に設定する要件

①　みよし市税が未納でないこと（ただし、みよし市に納税義務がある者に限る。）。

②　「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２５年３月１４日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）及び「みよし市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

③　雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）。

２　入札参加資格申請の方法

(1)　入札参加資格申請をする方は、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」及び「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」

(2)　入札参加資格申請は、支店等の有無に関わらず、**電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のＩＣカード**が必要になります。

(3)　契約を締結する営業所は、1自治体に対し１営業所に限ります。

本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか１つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可の手引きを参照してください。）。

(4)　入札参加資格申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び「申請上の注意点」に従ってください。

(5)　入札参加資格申請の入力内容を送信後、速やかに後記「４　別送書類」(1)で示す別送書類を送付してください。

３　受付期間

(1)　定時受付

平成３０年１月４日（木）から平成３０年２月１５日（木）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時から午後８時まで

審査は受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してくだ

さい。

⑵　随時受付

平成３０年４月２日（月）から平成３２年１月３１日（金）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。）の午前８時から午後８時まで

４　別送書類

入札参加資格申請を入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、⑴に記載する書類各１部を「別送書類送付書」とともに、⑵に記載する期日までに郵送で提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より３か月以内のものとします（鮮明であれば写し可）。

⑴　提出する書類等

①　あいち電子調達共同システム(CALS／EC)に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、**代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という。）が申請画面で示されます**ので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘要	
納税証明書（国税）	代表審査自治体がみよし市の場合	次のいずれかの納税証明書を⑶の提出先へ郵送してください。 ①法人の方 「その３の３（法人税、消費税及び地方消費税）」 ②個人の方 「その３の２（申告所得税、消費税及び地方消費税）」 ※本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
	代表審査自治体がみよし市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書（県税）	代表審査自治体が愛知県の場合	提出書類は不要です。入札参加資格申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。 ※　ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求められることがあります。

	代表審査自治体がみよし市の場合	次のいずれかの書類を(3)の提出先へ郵送してください。 ①法人の方 愛知県県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の県税納税証明書(未納の税額のないこと用) ②個人の方 愛知県県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税の県税納税証明書（未納の税額のないこと用） ③愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体がその他の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

② みよし市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要	
社会保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている者	提出書類は不要です。
	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている者	以下のいずれかの書類を提出してください。 ・直近１月分の社会保険料の領収書の写し ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し ・標準報酬月額決定通知書の写し ・社会保険料納入証明書 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合） ・届出の義務がない場合は、別紙様式１
雇用保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている者	提出書類は不要です。

	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている者	以下のいずれかの書類を提出してください。 ・直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の１回分） ・労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し ・雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し ・労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し ・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書 ・届出の義務がない場合は、別紙様式１（別紙様式１別表参照）

＊みよし市に納税義務がある事業者については、市税の納税証明書を提出する必要はありませんが、納税状況について確認します。

なお、みよし市以外の申請先自治体が必要とする別送書類は、入札参加資格申請の入力内容を送信後の到達確認画面または操作手引書（ポータルサイト掲載）で確認できます。）

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「４．１　建設工事」

(2)　提出期日

①　定時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から７日以内必着。入力内容のデータ送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、平成３０年２月２０日（火）必着。

②　随時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から７日以内必着。入力内容のデータ送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、７日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※　上記①、②の提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

【注意】入札参加資格申請を入力後、送信すると内容の修正ができません。入札参加資格申請の入力内容を十分確認した上で、送信してください。特に、定時受付期間中は、定時受付及び随時受付の申請の取下げができませんので注意してください。

(3)　提出先

〒470-0295　愛知県みよし市三好町小坂５０番地
みよし市役所　総務部　総務課
TEL　（０５６１）３２－８００６
FAX　（０５６１）３２－２１６５
電子メール　keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

５　入札参加の資格審査

⑴　入札参加の資格審査は、前記「１　申請者の要件」を満たしていることを確認します。

⑵　等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けします。

６　入札参加の資格審査（格付）状況照会

あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「申請状況照会/補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－「６．１　申請状況照会」

なお、別送書類及び入札参加資格申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。入札参加資格申請の入力内容を送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください。（補正申請をしない場合、不受理となることがあります。）。

７　入札参加の資格審査（格付）結果

あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いません。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会・補正」→「格付結果照会」

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」－「入札参加資格申請」→「１１．１　格付結果照会」

なお、定時受付の場合は、平成３０年３月末までに審査終了のメールが送信される予定で、平成３０年４月２日（月）から格付結果の参照が可能です。

８　入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は平成３０年４月１日（日））から平成３２年３月３１日（火）まで有効とします。ただし、平成３２年４月１日（水）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

９　会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の５第1項及び第１６７条の１１第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第３７２号)第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

10　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成２０年国土交通省告示第８５号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集

団の代表建設業者として再登録を受けることができます。その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

11　入札参加資格決定後における登録内容の変更等

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、次のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る入札参加資格申請の入力内容の送信後の変更は、平成３０年４月２日（月）以降に受付を行います。

(1)　申請方法

ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

①　次表変更等事項中１から１０の事項

あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

②　次表変更等事項中１１から１３の事項

当初の申請時に決定した代表審査自治体に個別にご相談ください。みよし市が代表審査自治体の場合は、(4)の提出先にご連絡をお願いします。

(2)　添付書類（各種証明書等）

①　次表変更等事項中１から１０の事項

添付書類は不要です。

(3)　提出期日

入札参加資格申請の入力内容のデータ送信日から７日以内必着。

※　提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの間に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(4)　提出先

〒470-0295　愛知県みよし市三好町小坂５０番地
みよし市役所　総務部　総務課
TEL　（０５６１）３２－８００６　　FAX　（０５６１）３２－２１６５
電子メール　keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

変更等事項	添付書類（別送書類）
1　商号又は名称（支店営業所を含む。）	なし ※1　商号又は名称が変わる場合は、別にICカードの変更・登録が必要です。
2　所在地、郵便番号又は電話番号（支店営業所を含む。）	なし
3　建設業許可（業種追加を除く。）に関する事項	なし
4　業種追加に関する事項	なし
5　登録等に関する事項	なし
6　資本金（法人のみ）	なし
7　本店（建設業法上の主たる営業所）代表者の職名又は氏名	なし ※1　代表者氏名が変わる場合は、別にICカードの変更・登録が必要です。

8　契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名	なし ※１ 契約を締結する営業所代表者氏名が変わる場合は、別に IC カードの変更・登録が必要です。
9　電話番号、FAX 番号又は E メールアドレス	なし
10　廃業又は取下げ	なし
11　個人から法人への組織変更	（例） ・個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し ・法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・履歴事項全部証明書の写し ・個人廃業時及び法人の経営業務の管理責任者証明書の写し ・法人の建設業許可申請書（別表を含む）の写し ・法人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
12　合併、営業権譲渡等による事業の承継	（例） ・事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し ・履歴事項全部証明書の写し ・事業を承継した法人の建設業許可申請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し
13　相続による事業の承継	（例） ・相続関係を証する書面（戸籍謄本等） ・相続人の建設業の許可関係を証する書面（許可通知書の写し等） ・相続人の建設業許可申請書の写し ・相続人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

変更事項１１～１３は、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合や来庁していただく場合があります。

※１　ポータルサイトー〈利用規約〉ー「あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）の利用規約」ー「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照してください。

12　その他

(1)　入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、入札参加停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

⑵　入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。
　また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

⑶　当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

⑷　公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

⑸　建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されました。入札参加資格申請については、建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）附則第１条第２号に定める施行日（平成２８年６月１日施行）以降の必要な処理を行った後、平成２８年９月７日から受付しています。

【入札参加資格申請上の注意点について】

あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）

ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

入札参加資格申請の内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

１　申請者情報入力

画面上の指示に従って入力してください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請」→「５．１　建設工事新規申請」

⑴　建設業許可番号

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、特定建設業許可の番号を入力してください。

⑵　経営事項審査基準日

①　入札参加資格申請の内容の送信時に、経営事項審査結果と入札参加資格申請内容との照合を自動で行っています。

照合の結果、不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、「補正指示メール」が自動的に申請者連絡先に設定したEメールアドレスに送信されます。このメールが届いた場合は、申請先自治体への入札参加資格申請の内容の送信が完了していない状態ですので、**経営事項審査の総合評定値通知書の内容と入札参加資格申請の内容を再度確認し、補正申請を行ってください。**

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」→「８．１　補正申請」

【補正申請が必要な例】

ア　「建設許可番号」：該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。

→　許可番号の入力が正しいか確認してください。

イ　「審査基準日」：該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。

→　審査基準日の入力が正しいか確認してください。

(※定時受付の場合は、審査基準日が平成２８年７月１日から平成２９年６月３０日の間の日付で入力されているか、ご確認ください。

ウ　「資格審査希望業種」：後記「２　契約営業所入力」（3)でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→　経営事項審査を受けていない業種を選択することはできません。

エ　「資格審査希望業種」：後記「２　契約営業所入力」（４）　でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→　経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

② 次の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

ア 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可番号の変更（知事許可から大臣許可など）があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で入札参加資格申請している場合

イ 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可区分（特定・一般）の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で入札参加資格申請している場合

【参考】◆ 管理自治体の決定方法について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー「３．１ 管理自治体とは」

◆ 補正申請や申請状況照会の操作について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー「６．１ 申請状況照会」

③ 定時受付で、次の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を平成２９年７月１日以降で入力することとなります。入札参加資格申請の内容の送信後に、管理自治体に連絡してください。

ア 平成２９年７月１日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合。

イ 決算期の変更により、審査基準日を平成２８年７月１日から平成２９年６月３０日の期間内とする経審を受審していない場合。（ただし、平成２９年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

ウ 平成２９年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は平成２８年７月１日から平成２９年６月３０日の期間を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合。（ただし、平成２９年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

エ 平成２９年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査で、平成２９年６月３０日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合。（ただし、平成２９年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

(3) 申請者情報

① 所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

（例）

愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸３－１－２

② 商号又は名称（フリガナ）

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

③ 商号又は名称（漢字）

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人
10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

④　代表者職氏名

個人事業主の場合は、「代表者職氏名（役職）」は空欄にしてください。

⑤　連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力したEメールアドレスに送られますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

(4)　申請先選択

入札参加資格申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、**定時受付期間中は、入札参加資格申請の内容の送信後に、申請する自治体を追加することはできません。**必ず入札参加資格申請を**希望する自治体全てにチェックを入れて、入札参加資格申請の内容の送信**を行ってください。

2　契約営業所入力

画面上の指示に従って入力してください。

(1)　所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

（例）

愛知県　▼　名古屋市中区　▼　三の丸３－１－２

(2)　契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

委任期間は、平成３０年４月１日から入札参加資格の有効期限（平成３２年３月３１日）までとします。

(3)　契約を締結する営業所の許可業種

契約を締結する営業所で受けている許可業種で、かつ１（２）で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種を選択してください。

(4)　資格審査を希望する業種

入札参加の資格審査を希望する業種を、建設業法に規定する業種から５業種以内で希望する順番に入力してください。（別表１～４参照）

また、入札参加の資格審査を希望する業種は、１(2)で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種でなければなりません。

３　共通情報入力

(1)　資本金（法人のみ）

入札参加資格申請時点での資本金額を入力してください。入札参加資格申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。

(2)　営業年数

建設業許可を取得してから入札参加資格申請時までの営業年数を入力してください（１年未満端数は切り捨て）。

(3)　建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和３９年法律第１１８号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を入力してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

照会先　建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

(4)　建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を入力してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）上の制限から共済契約者番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

照会先　建設業退職金共済事業本部愛知県支部【電話052-243-0871】

(5)　ＩＳＯ認証取得状況

入札参加資格申請日現在における「ＩＳＯ９００１」「ＩＳＯ１４００１」のいずれかについて、（公財）日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を選択してください。

認証の場合は、認証番号を入力してください。あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）上の制限から認証番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、みよし市と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

(6)　常勤職員数

入札参加資格申請日現在における常時雇用している従業員の数を入力してください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は、専ら建設業に従事している職員を指し、「その他職員」は、それ以外（兼業部門等）の職員及び常勤役員を指します。

(7)　有資格者技術職員数等

①　入札参加資格申請日現在における有資格者数を入力してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、１人で何種類も資格のある方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

ただし、１級○○・２級○○については、上位のもののみを入力してください。

②　「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

(8)　監理技術者資格者証所持者数

①　入札参加資格申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。

なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、１人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。

②　「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

４　個別情報入力

(1)　障害者雇用率達成状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく身体障害者又は知的障害者の雇用義務を達成し、同法第４３条第７項に規定する厚生労働大臣（管轄公共職業安定所）への報告をしている場合又は同法に基づく報告義務のない方で、身体障害者又は知的障害者（障害者雇用率制度上における障害者の範囲に該当する者に限る。）を雇用している場合は、「達成」を選択し、雇用していない場合は、「未達成」を選択してください。

(2)　労働者災害補償保険の加入状況

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく労災給付に加入している場合は、「加入」を選択し、加入していない場合は「未加入」を選択してください。

(3)　外資状況

みよし市への入札参加資格申請においては入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要としている情報ですので、内容は、表示されている自治体に問い合わせてください。

(4)　適格組合証明

みよし市への入札参加資格申請においては入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要としている情報ですので、内容は、表示されている自治体に問い合わせてください。

(5)　グループ経審

みよし市への入札参加資格申請においては入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要

としている情報ですので、内容は、表示されている自治体に問い合わせてください。

⑹　専門工事実績内容

希望する業種のうち、「別表４　専門工事コード」にある専門工事について、入札参加資格申請日（申請データ送信日）から過去１０年間に完了の工事（官公庁・民間実績、元請・下請を問いません）がある場合に、専門工事コード１つにつき契約金額が最高のものを１つだけ入力してください。

⑺　税の未納がないことの確認

要領１⑴④の国税及び愛知県税及び１⑵のみよし市税の未納がない場合は、「はい」を選択し、未納がある場合は、「いいえ」を選択してください。

なお、愛知県及びみよし市に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。

⑻　納税状況の確認についての同意（みよし市に納税義務がある方に限る）

要領１⑵のみよし市税について、本市が納税状況を確認することについて同意する場合は、「はい」を選択してください。なお。みよし市に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。また、課税番号の入力は不要です。

⑼　申請先自治体との指名・契約実績

みよし市への入札参加資格申請においては入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要としている情報ですので、内容は、表示されている自治体に問い合わせてください。

５　その他

あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）の操作について不明な点がある場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

電　話　　０１２０－０５９－３９９

受付時間　平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで

別表１　発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （プレストレストコンクリート構造物工事の場合、専門工事の申請が必要）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	塗装工事業
9	土木工作物塗装工事	
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 （電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事業
16	建築物除去工事	とび・土工工事業 解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

（注）一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合は、この表に関わらず、その工事を一般

土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表２　「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業　種　名	略号	業　種　名	略号	業　種　名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表３　専門工事を希望する業種の略号（他の自治体では異なる場合があります）

業　種　名	工　事　内　容	略号
とび・土工工事業	フェンス設置工事 道路標識工事 法面保護工事 解体工事	フ 標 法 解
電気工事業	太陽光発電設備工事	太
管工事業	空気調和設備工事 給排水衛生設備工事 浄化槽設備工事	空 給 浄
鋼構造物工事業	鋼橋上部工事	鋼
舗装工事業	アンツーカー工事 クレイコート工事	ア ク
塗装工事業	路面標示工事	路
機械器具設置工事業	エレベーター工事 ポンプ据付工事	エ ポ
電気通信工事業	ＬＡＮ設備工事	Ｌ

別表４　専門工事コード

希望業種		専門工事	
ｺｰﾄﾞ	業種名	ｺｰﾄﾞ	工事内容
01	土木工事業	001	下水道開削工法
		002	下水道シールド工法
		003	下水道推進工法
		004	道路工事
		005	橋梁下部工（橋台・橋脚）工事
		006	鉄筋コンクリート橋工事
		007	木橋工事
		008	河川工事
		009	電線共同溝
		010	治山工事
		011	ＰＣ
02	建築工事業	001	木造建築工事
		002	鉄骨造建築工事
		003	鉄筋コンクリート造建築工事
		004	鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事
		005	プレハブ建築工事
05	とび・土工工事業	001	地すべり防止工事
		002	地盤改良工事（薬液注入工法）
		003	地盤改良工事（ボーリンググラウト工法）
		004	フェンス設置工事（防球網設置工事含む。）
		005	道路標識工事
		006	防護柵工事
		007	視線誘導標工事
		008	反射鏡工事
		009	道路鋲工事
		010	遮音壁工事
		011	法面保護工事
		012	解体工事
		013	落石防止工事
08	電気工事業	001	建築電気設備工事
		002	道路照明等設置工事
		003	太陽光発電設備工事
09	管工事業	001	空気調和設備工事
		002	給排水衛生設備工事
		003	浄化槽設備工事
		004	管内更生工事
11	鋼構造物工事業	001	鋼橋上部工事
		002	河川用水門扉工事
		003	歩道橋工事
		004	樋門・樋管扉工事
		005	橋梁耐震補強工事
13	舗装工事業	001	アンツーカー工事
		002	クレイコート工事
		003	透水性舗装工事

希望業種		専門工事	
ｺｰﾄﾞ	業種名	ｺｰﾄﾞ	工事内容
17	塗装工事業	001	建物塗装工事
		002	橋梁塗装工事
		003	路面標示工事
18	防水工事業	001	アスファルト防水
		002	モルタル防水
		003	塗膜防水
		004	シート防水
		005	目地防水
19	内装仕上げ工事業	001	インテリア工事
		002	畳工事
20	機械器具設置工事業	001	エレベーター工事
		002	ポンプ据付工事
		003	舞台装置設置工事
22	電気通信工事業	001	TV電波障害防除設備工事
		002	無線通信設備工事
		003	有線通信設備工事
		004	情報提供設備工事
		005	画像設備工事
		006	情報処理設備工事
		007	ＬＡＮ設備工事
23	造園工事業	001	公園整備工事
25	建具工事業	001	サッシ工事
		002	シャッター工事
		003	木製建具工事
26	水道施設工事業	001	取水施設工事
		002	浄水施設工事
		003	配水施設工事
		004	下水道処理施設工事
		005	導水施設工事
27	消防施設工事業	001	泡消火設備工事
		002	二酸化炭素消火設備工事
		003	粉末消火設備工事
		004	スプリンクラー設備工事
		005	自動火災報知設備工事
		006	非常警報設備工事
28	清掃施設工事業	001	焼却炉工事
		002	溶融炉工事
		003	省資源化リサイクル施設工事
		004	粗大ごみ処理施設工事
		005	高速堆肥化施設工事
		006	汚水処理施設工事
		007	管理型処分場工事
29	解体工事業	001	解体工事

別紙様式１

年　　月　　日

みよし市長　様

住　　所
事 業 所 名
代表者職氏名　　印

下記理由により、社会保険・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

（社会保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成　　年　　月　　日、関係機関（　　）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

□暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが６５歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□使用する労働者の全てが、雇用保険のしおり（愛知労働局）被保険者関係の＜被保険者になる者、ならない者の具体例＞における「被保険者にならない者」に該当するため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成　　年　　月　　日、関係機関（　　）問い合わせを行い判断しました。

別紙様式１別表

＜雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例＞

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
短時間就労者（パートタイマー）派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の２つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ①　１週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。 ②　31 日以上の雇用見込みがあること。	左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。 ①　卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。 ②　休学中の方（この場合、その事実を証明する文書が必要となります） ③　事業主の命により又は、事業主の承認を受け（雇用関係を存続したまま）大学院等に在学する者。 ④　一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる方。　（この場合、その事実を証明する文書が必要となります）	学生･生徒等で、通信教育を受けている者･大学の夜間学部･高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者（左記①から④に該当する者は除く）については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。
法人の取締役及び合名会社等の社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員等	法人の役員は原則として被保険者となりません。しかし、同時に部長･支店長･工場長等会社の従業員としての身分も有している（＝兼務役員）場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。（この場合、就業規則･登記事項証明書･賃金台帳･雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります）	左記の区分に記載された法人等（以下「法人等」という。）の代表者（会長･代表取締役社長･代表社員等）は被保険者となりません。また、法人等の役員等（取締役･執行役員･監査役等）についても、原則として被保険者となりません。
２以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません（二重の資格取得はできません）。

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
家事使用人		原則として、被保険者となりません。
在日外国人	日本国に在住し、合法的に就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）のいかんを問わず被保険者となります。 また、外国人技能実習生として受け入れられ、技能等の修得をする活動を行う場合には、受入先の事業主と雇用関係にあるので、被保険者となります。	外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は被保険者となりません。外国人技能実習生のうち、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む）により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる場合には、当該講習期間中は受入先の事業主と雇用関係にないので、被保険者となりません。
事業主と同居の親族	次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。 ①　業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②　就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。具体的には、始業･終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③　事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。（この場合、登記事項証明書、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となる場合があります）	個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
国外で就労する者	出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。
船員	船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわりなく被保険者となります。船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。	船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（１年を通じて雇用される場合を除く）は、被保険者となりません。
公務員		国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者となりません。
生命保険会社等の外務員･外交員･営業部員等	職務の内容や服務の態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。	雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者となりません。
在宅勤務者 ※労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者	事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の５つの要件をすべて満たせば被保険者となります。 ① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業･終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した時間または時間を基礎としていること。 ⑤ 請負･委任的でないこと。 （この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。）	左記の 5 つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。

（参考）愛知労働局発行「雇用保険のしおり（平成２９年１０月）」